

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和 8 年度
計画主体	紀美野町

紀美野町鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担 当 部 署 名 紀美野町 産業課
所 在 地 紀美野町動木 2 8 7 番地
電 話 番 号 0 7 3 (4 8 9) 5 9 0 1
F A X 番 号 0 7 3 (4 8 9) 2 5 1 0
メールアドレス sangyo@town.kimino.lg.jp

- (注) 1 共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には(代表)と記入する。
- 2 被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、シカ、サル、タヌキ、アナグマ、アライグマ、ハクビシン、カラス、カワウ、サギ
計画期間	令和8年度～令和10年度
対象地域	和歌山県紀美野町全域

(注) 1 計画期間は、3年程度とする。

2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和7年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品 目	被害数値
農作物被害 イノシシ	水稻	177 千円 0.25ha
	果樹	253 千円 0.18ha
シカ	水稻	560 千円 0.79ha
	果樹	1,659 千円 1.18ha
サル	果樹	1,954 千円 1.39ha
	野菜	—千円 — ha
アライグマ	果樹	731 千円 0.52ha
	野菜	1,561 千円 0.36ha
アナグマ	果樹	323 千円 0.23ha
	野菜	650 千円 0.15ha
ハクビシン	果樹	84 千円 0.06ha
	野菜	173 千円 0.04ha
タヌキ	果樹	126 千円 0.09ha
	野菜	86 千円 0.06ha
カラス	果樹	30 千円 0.02ha
	野菜	247 千円 0.02ha
水産被害 カワウ、サギ	アユ、アマゴ	8,064 千円 - ha 漁協から
合計		19,971 千円 5.08ha

(注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積（被害面積については、水産業に係る被害を除く。）等を記入する。

(2) 被害の傾向

紀美野町における鳥獣被害は、イノシシ、シカ、アライグマによるものが大部分を占めている。令和7年度の農作物被害総額は、11,907 千円であった。 獣種別で最も被害が大きいのがシカで、豚熱流行以降、イノシシの被害が大幅に減少し

たものの、最近では捕獲数や目撃数は流行前の水準に戻ってきており、被害も増加するとみられる。

シカについては、豚熱流行以降の被害数及び目撃頭数等が増加している。日中に農地や国道付近においても目撃されており行動時間や行動範囲に変化が生じている。

また、令和7年度には町内で目撃されていなかったサルの群れによる果樹や野菜に対する農作物被害や、住宅地付近への出没も確認されており、群れの定着や拡大を防止する対策を進める必要がある。

アライグマ、アナグマ、ハクビシン、タヌキについては、春から秋にかけて被害が多く、住宅地に隣接する農地で収穫前の果実の食害や民家への侵入が報告されている。

カラスについては、集団で移動し、収穫期の果実の食害が発生している。

カワウ、サギについては、貴志川に放流したアユ・アマゴの食害が発生している。

- (注) 1 近年の被害の傾向（生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等）等について記入する。
- 2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（令和6年度）	目標値（令和10年度）
農作物被害		
イノシシ	2,867 千円 1.57ha	2,867 千円 1.57ha
シカ	2,987 千円 1.65ha	2,987 千円 1.65ha
サル	— 千円 — ha	— 千円 — ha
アライグマ	2,354 千円 0.74ha	2,236 千円 0.70ha
アナグマ	2,081 千円 0.65ha	1,976 千円 0.61ha
ハクビシン	597 千円 0.17ha	567 千円 0.16ha
タヌキ	907 千円 0.26ha	861 千円 0.24ha
カラス	114 千円 0.04ha	114 千円 0.04ha
水産被害		
カワウ・サギ	8,064 千円 —ha	7,660 千円 —ha
合計	19,971 千円 5.08ha	19,268 千円 4.97ha

- (注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。
- 2 複数の指標を目標として設定することも可能。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	【イノシシ・シカ】 猟友会に捕獲を依頼しており、令和6年度は971頭の有害捕獲成果が上が	【イノシシ・シカ】 猟友会会員の高齢化、担い手の減少のため、被害報告や相談が増加しても、対応

	っている。 また、捕獲要望のある地区へ捕獲檻の設置を委託している。 【サル】 令和7年度に初めて群れの出没が確認された。 野菜や果樹等への農作物被害が相次いで確認されているため、令和7年度より猟友会に捕獲を依頼している。 【タヌキ・アナグマ・アライグマ・ハクビシン】 アライグマは、猟友会に有害捕獲を依頼しており、令和7年度は221頭を捕獲した。 また特定外来生物法に基づく「紀美野町防除実施計画書」により、個人に小型捕獲檻を貸出し、捕獲を行い、令和7年度は40頭捕獲、処分を行った。 【カラス・カワウ・サギ】 猟友会に捕獲を依頼している。 令和7年度カラスは12羽の捕獲成果であった。	が遅れることが懸念される。 今後、町でも捕獲檻を所有し、捕獲依頼に対応していくことが必要と考える。 【サル】 サルはイノシシやシカ等の捕獲方法では知能の高さや行動パターンの違いから捕獲が難しく、今後サル捕獲に対応した捕獲方法等を取り入れる必要がある。 【タヌキ・アナグマ・アライグマ・ハクビシン】 集落内の農地への出没が多く、捕獲檻以外の方法での捕獲を行うことができない。 【カラス・カワウ・サギ】 次々と移動して行くので捕獲が難しく、追い払う程度である。
防護柵の設置等に関する取組	国の鳥獣被害防止総合対策事業、県の農作物鳥獣害防止総合対策事業及び、町単独の農業経営支援事業を活用し、農地を防護柵（電気柵、ワイヤーメッシュ柵）で囲う資材費に対し補助している。 地域住民の知識の向上及び合意形成の重要性についても理解を得られるよう努め、地域ぐるみで被害防止に取り組んでいる。	中山間地域では耕作放棄地が増加し、農地が点在しているため、個々で農地を囲う場合が多い。 また老朽化した柵の修繕、管理について、適正な管理を行うよう啓発する必要がある。
生息環境管理その	地域住民から被害の相談があった場合などは、情報収集及び状況分析	放任果樹や食物残渣、また、農地等の適正な管理の重要性は十分理解するも、

他の取組	し、放任果樹及び食物残渣等による誘因の可能性について説明し、被害防止のための指導を行っている。	人口減少や管理者の高齢化等により迅速な対応が困難である。事前防止のためにも根気よく説明していく必要がある。
------	---	---

- (注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。
- 2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。
- 3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、追上げ・追払い活動等について記入する。
- 4 「生息環境管理その他の取組」については、緩衝帯の設置、放任果樹の除去、鳥獣の習性、被害防止技術等に関する知識の普及等について記入する。

(5) 今後の取組方針

紀美野町における鳥獣被害軽減のためには、防護と捕獲を同時に行うことが重要である。 防護については、国庫事業や県単事業などを活用し防護柵設置を推進する。既に設置している地域においては、柵の点検を依頼し、新たな被害が発生している場合には、防護柵の設置を推進するなど、被害拡大の防止に努めてもらうよう指導する。 また、耕作放棄地の適切な維持管理、刈り払いや餌場の除去等、鳥獣の住みにくい環境づくりにも取り組んでいく。 さらに、国の集落支援員制度等を活用し防護柵の設置に関する指導や点検、発生した被害への対応等を専門的に実施する職員の配置も検討していくことで、地域住民等にこれまでよりもより丁寧で実践的な防除を身に付けてもらう。 捕獲については、猟友会に、被害の多い地域や被害報告のあった地域を中心に捕獲活動を依頼し、年間を通して有害捕獲活動を行うことにより、被害の軽減を図る。 また、アライグマに関しては、有害捕獲と特定外来生物法に基づく防除による捕獲を併せて行うことにより、被害の減少に努める。

- (注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。
(ICT(情報通信技術)機器やGIS(地理情報システム)の活用等、対策の推進に資する技術の活用方針を含む。)

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

有害鳥獣の捕獲については、紀美野町猟友会員(町外従事者を含む)及び対象鳥獣捕獲員に依頼し活動を行う。 また、被害の報告及び地域からの捕獲の要望を受けて現地調査を行い、捕獲の必要があると判断すれば、その地域を熟知している分会員に出動依頼し、わなの設置若しくは銃器
--

を使用した捕獲を行う。

- (注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者等の外部団体への委託、わなの見回り補助等による捕獲者のサポート等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。
- 2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。
- 3 捕獲等を推進する上で、被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させる必要がある場合には、そのことについて記入する。その際、特定ライフル銃と特定ライフル銃以外のライフル銃を区別する必要がある場合は、そのことが分かるように記入する

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和8年度	イノシシ シカ サル アライグマ アナグマ ハクビシン タヌキ	・国の補助金を活用し、捕獲檻の購入や防護柵の設置を行う。 ・捕獲檻の購入補助を行う。 ・狩猟免許取得支援の継続等、捕獲の担い手の育成と確保に努める。
令和9年度	イノシシ シカ サル アライグマ アナグマ ハクビシン タヌキ	・国の補助金を活用し、捕獲檻の購入や防護柵の設置を行う。 ・捕獲檻の購入補助を行う。 ・狩猟免許取得支援の継続等、捕獲の担い手の育成と確保に努める。
令和10年度	イノシシ シカ サル アライグマ アナグマ ハクビシン タヌキ	・国の補助金を活用し、捕獲檻の購入や防護柵の設置を行う。 ・捕獲檻の購入補助を行う。 ・狩猟免許取得支援の継続等、捕獲の担い手の育成と確保に努める。

- (注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
・イノシシは令和３年度の豚熱流行以降一時減少したものの、徐々に捕獲頭数が増加傾向にある。しかし、豚熱流行前である令和２年度捕獲頭数（７５９頭）の半数をやや上回る頭数（４７４頭）に留まっている。 ・シカは豚熱が流行した令和３年度（１９６頭）から増加傾向にあり、令和７年度捕獲頭数（４９７頭）は約２．５倍となっている。 ・アライグマは多少の増減はあるもののほぼ横這いで推移しており、有害捕獲と特定外来生物法に基づく防除による捕獲を併せて継続したい。 ・サルについて、令和７年度からサルの群れが確認されており、群れによる野菜や果樹への被害が発生している。 今後群れの拡大や被害の増加を抑えるために効果的な捕獲の実施が必要である。 有害鳥獣の捕獲について、猟友会の高齢化が進む中でも被害を低減させるには従来と同数以上の捕獲を継続していく必要がある。 また、本町では、対策を継続しているイノシシによる被害より、対策が追いついていないシカによる被害が増加傾向にある。そのため、有害鳥獣や防除に関する知識を広く周知・認知してもらうために専門員等を設置し、防護柵の設置方法の指導や獣害対策の講習会、有害鳥獣の追い払い等の活動を通して防除効果を高め捕獲圧との相乗効果で被害軽減を図る。

（注） 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和８年度	令和９年度	令和１０年度
イノシシ	460	460	460
シカ	650	650	650
サル	10	10	10
アライグマ	130	130	130
アナグマ	140	140	140
ハクビシン	40	40	40
タヌキ	50	50	50
カラス	10	10	10
カウウ・サギ	10	10	10

（注） 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

捕獲等の取組内容
田畑に出没する有害獣については、猟友会に有害捕獲を依頼し、農作物被害の減少を図る。 わなについては、猟友会員が個人的に所有しているものや、町が購入補助をしたものなど、町内に数多く設置されているため、それらを活用

した捕獲を進める。また、警戒心の強い成獣については、箱わなによる捕獲の実績に乏しいため、銃器による捕獲を併せて実施する。わなによる捕獲は設置している区域、銃器による捕獲は鳥獣保護区・銃猟禁止区域を除く町内全域において実施する。

実施時期については、季節を問わず樹園地や水田の掘り返し等の被害、6月から10月にかけて水稲への被害、7月から11月にかけて野菜類・根菜類の食害、9月から3月にかけて果実の食害と被害が絶えることがないため、年間を通して被害の状況に応じて捕獲を実施する。

- (注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。
- 2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容

- (注) 1 被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者による捕獲手段、対象獣類、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。
- 2 特定ライフル銃と特定ライフル銃以外のライフル銃を区別する必要がある場合は、そのことが分かるように記入する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
なし	なし（既に権限移譲済み）

- (注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号。以下「法」という。）第4条第3項）。
- 2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
	電気柵	電気柵	電気柵

イノシシ・シカ	ワイヤーメッシュ柵 11, 500m	ワイヤーメッシュ柵 11, 500m	ワイヤーメッシュ柵 11, 500m
---------	-----------------------	-----------------------	-----------------------

- (注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。
2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
イノシシ シカ サル アライグマ アナグマ ハクビシン タヌキ	様々な対象鳥獣に対応した防護柵を推進し、防護柵の効果が十分に発揮されるよう、関係機関と連携を図り、地域住民等に助言する。 また、犬やドローン等を活用した追い上げ・追い払い活動を行う。	様々な対象鳥獣に対応した防護柵を推進し、防護柵の効果が十分に発揮されるよう、関係機関と連携を図り、地域住民等に助言する。 また、犬やドローン等を活用した追い上げ・追い払い活動を行う。	様々な対象鳥獣に対応した防護柵を推進し、防護柵の効果が十分に発揮されるよう、関係機関と連携を図り、地域住民等に助言する。 また、犬やドローン等を活用した追い上げ・追い払い活動を行う。

- (注) 侵入防止柵の管理、追い上げ・追い払い活動等に関する取組等について記入する。

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
令和8年度	イノシシ シカ サル アライグマ アナグマ ハクビシン タヌキ	・地域全体で被害防止に取り組むため、住民の知識の向上及び合意形成に努める。具体的には侵入防止柵の適正な設置、維持管理についてのアドバイスや研修、パンフレット等による啓発を行う。 ・被害防止のため、生息状況及び生息環境の調査を行う。
令和9年度	イノシシ シカ サル アライグマ アナグマ ハクビシン タヌキ	・地域全体で被害防止に取り組むため、住民の知識の向上及び合意形成に努める。具体的には侵入防止柵の適正な設置、維持管理についてのアドバイスや研修、パンフレット等による啓発を行う。 ・被害防止のため、生息状況及び生息環境の調査を行う。
令和10年度	イノシシ シカ	・地域全体で被害防止に取り組むため、住民の知識の向上及び合意形成に努める。具体的には侵入防止柵の適正な設置、維持管理についてのアドバイスや研修、パンフレット等による啓発を行う。 ・被害防止のため、生息状況及び生息環境の調査を行う。

	サル アライグマ アナグマ ハクビシン タヌキ	置、維持管理についてのアドバイスや研修、パンフレット等による啓発を行う。 ・被害防止のため、生息状況及び生息環境の調査を行う。
--	-------------------------------------	--

(注) 緩衝帯の設置、里地里山の整備、放任果樹の除去、被害防止に関する知識の普及等について記入する。

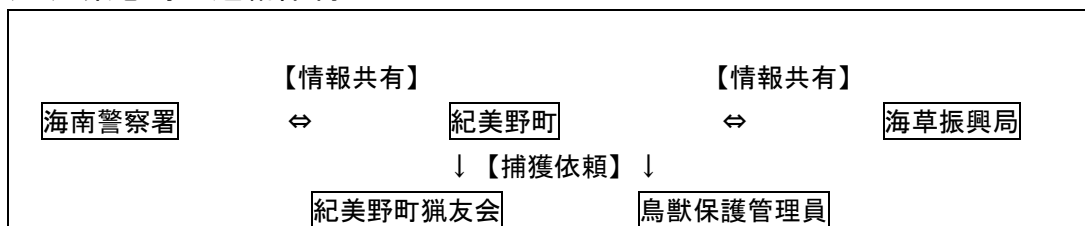
6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
紀美野町	情報収集、連絡調整
海草振興局	情報収集、連絡調整
海南警察署	情報収集、緊急時における活動協力
紀美野町猟友会	捕獲活動
鳥獣保護管理員	活動協力

- (注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

(2) 緊急時の連絡体制



(注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等をフロー図等により記入する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲した鳥獣の処理については、捕獲現場での埋設処分が中心である。また、食用として有効利用も検討していく必要がある。 紀美野町防除実施計画に基づき捕獲したアライグマについては、安楽死処分の後、焼却処分している。
--

(注) 適切な処理施設での焼却、捕獲等をした現場での埋設等、捕獲等をし

た鳥獣の処理方法について記入する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	取り組みの予定はない。
ペットフード	取り組みの予定はない。
皮革	取り組みの予定はない。
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等)	取り組みの予定はない。

(注) 利用方法ごとに、現状及び目標を記入する。

(2) 処理加工施設の取組

取り組みの予定はない。

(注) 処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等について記入する。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

取り組みの予定はない。

(注) 処理加工に携わる者の資質の向上や、捕獲から搬入までの衛生管理の知識を有する者の育成の取組等について記入する。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	
構成機関の名称	役割
紀美野町 産業課	・ 予算の執行 ・ 関係機関との連絡調整
海草振興局農林水産振興部 農業水産振興課	・ 被害防止に関する情報収集及び被害傾向の分析
和歌山県農業協同組合 ながみね地域本部 営農販売課	・ 農家及び地域への防護・捕獲等の対策知識技術の普及・指導
和歌山県農業協同組合 ながみね地域本部 紀美野営農生活センター	・ 農家及び地域への防護・捕獲等の対策知識技術の普及・指導

和歌山県農業共済組合 北部支所	・ 農家及び地域への防護・捕獲等の対策知識技術の普及・指導
紀美野町猟友会	・ 対象鳥獣の捕獲

(注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。

2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割

(注) 1 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。

2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。

3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

紀美野町鳥獣被害対策実施隊の概要 ○常勤職員 紀美野町産業課職員（3名） ○非常勤職員 紀美野町猟友会員（61名） 有害捕獲許可従事者（町外15名） ○活動内容 ・ 被害防止計画の実行及び県等の関係機関と連携 ・ 被害農家への啓発や防除方法の指導 ・ 有害鳥獣の捕獲や追払い作業の実施 ・ 被害防止及び生息状況調査の実施
--

(注) 1 被害状況を勘案し、鳥獣被害対策実施隊を設置する必要があると認める場合は、その設置に関して設置に向けた基本的な方針や検討の状況、設置予定時期等について記入する。

2 鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、鳥獣被害対策実施隊が行う被害防止施策、その規模、構成、農林漁業者や農林漁業団体職員、地域住民等の多様な人材の活用策等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

シカに関しては、生息数が増加し、生息域も拡大していると考えられるので、紀美野町鳥獣被害防止対策協議会を中心に総合的な鳥獣被害防止対策を検討する。
--

(注) 将来的な被害防止対策の実施体制の維持・強化の方針その他被害防止施策の実施体制に関する事項（地域の被害対策を企画・立案する者の育

成・確保や現場で対策を実施する者の知識・技術の向上等の被害対策に関する人材育成の取組を含む。) について記入する。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

紀美野町猟友会や近隣市町村等関係機関と連携を図り、被害防止に努めるほか、地域全体で鳥獣被害対策に取り組んでもらえるよう町民への理解と協力を求めることが重要な課題であるとする。

(注) 近隣市町村と連携した広域的な被害防止対策等その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。